

「共謀罪」創設への反対声明

私たち全国老人福祉問題研究会は、日本国憲法の理念に基づき、とりわけ老人の生活にとって必要な医療保障、住宅保障ならびに福祉サービスなどについて、とくに公的責任の役割を追求する研究運動を展開してきました。

これらのことはいずれも、私たちが「誇りある老後」を送るための当然の要求であり、それは最低限の社会的権利として」どのような社会においても認められなければなりませんし、今日の社会においても十分実現可能なものです。「在宅」あるいは「施設利用」高齢者の困難な生活実態や権利保障の不十分さ見るにつけ、いま、私たちは自らの老後と重ねつつ、行政担当者、処遇実践者、研究者、あるいは高齢者自身として老後の生きる権利の確立に向けた研究活動をいっそう発展させなければならないと考えております。

近年、高齢者をめぐる環境は大きく変化してきています。医療の進歩や時代の変化等もあり、たとえば、日本老年学会などにおいては、「高齢者の定義」を75歳以上とし、65歳以上を「准高齢者」とする提起もなされてきております。

介護保険についても「地域包括ケア」の名のもとに、要支援1、2の廃止など公的責任の事実上の縮減ともいえる政策動向となってきました。さらには、「自己責任」論を基調に因果関係やそこに至る社会的背景も全く考慮されない「不摂生」を理由とした医療費負担や保険料の増額といったことも検討され始めています。

社会福祉・社会保障政策においてこうした変化は、その対象や範囲をどのように決定していくのか、あるいは国民にとっていかに使いやすくしていくのかという極めて重要な問題であることに鑑み、時間をかけて慎重に国民的な議論を醸成していくことが必要です。

また、私たちは、高齢者が障害者とともに「足手まとい」「穀つぶし」として差別されてきたことについて戦争と社会保障の削減が一体のものであるものとして常に平和を希求してまいりました。

しかしながら今回、創設が目指されている「共謀罪」法案は、政府にこうした「もの言う市民」を監視し、政府の意向に沿った政策の遂行のために自由な表現活動、研究活動を制限していくものではないかという強い懸念を抱いています。

私たち全国老人福祉問題研究会は、平和と民主主義に立脚し、老後の生きる権利を確立し、豊かな高齢期の実現のために、民主的な研究運動の展開に重大な支障をきたすと考えられる共謀罪の創設に強く「反対」の意を表明します。

2017年5月3日 70回目の憲法記念日の日に

全国老人福祉問題研究会常任運営委員会